

基本計画イメージ
(農林水産省手引き抜粋)

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では農業や酪農等が行われている。また、山間部においてスギなどが生産されているほか、沿岸部ではカキ養殖業等も営まれている。しかし、農林漁業者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有しているほか、山間部や沿岸部では一年を通し安定的な風が吹き風力発電に適した特性を有している。また、本市は、県内でも有数の酪農地帯であり酪農家等から相当量の家畜排せつ物が排出されているほか、山間部を中心に木質系バイオマスが多く賦存している。これらの未利用な地域資源を、再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、山間部に風力発電設備を整備し、周辺地域において直売所を整備することにより、農業経営の改善を図る。また、農業上の再生利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光発電の導入、農業用水路を活用した小水力発電の導入、家畜排せつ物を活用したバイオマス発電の導入を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。加えて、沿岸部の漁港区域内に風力発電設備を整備し、併せて加工施設を整備することにより漁業経営の改善を図る。その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収入が地域に直接還元されるよう努めることとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目 ※		面積 (m ²)	備考
		登記簿	現況		
a	A市△△1-2	田	田	□m ²	バイオマス発電設備の整備
b	A市△△2-4	原野	畑	◇m ²	太陽光発電設備の整備
c	A市△△3-1、5-2、7、9、10	山林	山林	100m ² ×5	風力発電設備（5基）の整備
d	A市△△4-3	〇〇	〇〇	10m ²	附属設備の整備

※地目は基本計画策定時のものです。

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	バイオマス発電（家畜排せつ物、メタンガス発酵）	250kW	
b	太陽光発電	2,000kW	
c	風力発電	10,000kW	2,000kWを5基設置

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組	

記載のポイント

- ・農林漁業の健全な発展に資する取組については、地域の農林漁業の発展に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業・団体、発電事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。
- ・売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに注意してください。
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組は、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとするのが重要です。また、再生可能エネルギー電気の売電収入の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々課題に応じた用途に支出することとしても差し支えありません。

5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後10年間（平成35年度まで）で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を〇〇MW導入し（設備整備計画の認定件数△）、それにより総発電量〇〇MWhを目指すこととする。こうした取組の結果、再生可能エネルギー電気の発電による所得を〇〇億円まで向上させることを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

7 再生可能エネルギー発電施設の整備を促進する区域において整備する、再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。
設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

A市、再生可能エネルギー発電事業者、A農業協同組合、A森林組合、A漁業協同組合等の関係者は、A市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。